

1. 件名：日本原子力研究開発機構大洗研究所高速実験炉原子炉施設「常陽」における定期事業者検査報告（終了時）についての面談
2. 日時：令和5年4月3日（月）9時30分～10時10分
3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システム使用）
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部 検査グループ 専門検査部門
早川上席原子力専門検査官、千葉主任原子力専門検査官、清水原子力専門検査官、小野原子力専門検査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗研究所 高速実験炉部 高速炉第2課長 他3名
安全・核セキュリティ統括本部 統括管理室 次長

5. 要旨
○日本原子力研究開発機構（以下「事業者」という。）から、高速実験炉原子炉施設「常陽」（以下「常陽」という。）に係る令和4年度の定期事業者検査（以下「定事検」という。）の報告（終了時）について、資料に基づき説明があった。
 - 令和4年11月25日に開始した常陽の定事検は、令和5年3月16日に終了した。
 - 今回の定事検の結果は、全て良好であった。
 - 定事検の開始報告（以下「定事検報告（開始時）」という。）から、検査項目、期日など変更した内容は無い。
 - 今回の定事検中、検査工程等に影響を及ぼす不適合の発生はなかった。
- 原子力規制庁から、以下の内容を伝えた。
 - 令和4年度定事検の結果は了解した。
 - 対象設備を複数挙げ、期日欄に幅を持たせた期間により実績を記載しているものは、設備ごとにいつ実施したのかが分かるように記載を検討すること。
 - 施設管理実施計画設備保全整理表の消火設備及び誘導灯において、「△法定検査確認」と記載されているが、検査実績では「保安記録確認」となっているため、関係が明確になるよう記載を検討すること。
 - 施設管理実施計画設備保全整理表において、実施する検査項目について検査方法の別が付記されているが、「△保安記録確認」と「○記録確認」の違いが不明確であるため、検査方法及び検査内容の違いが分かるように定義の記載を検討すること。
 - 施設管理実施計画において、点検頻度が数年に1回、数定検に1回と記載している設備については次回点検がいつになるのかが分かるように記載すること。
 - 常陽は、現在、新規規制基準適合性に係る原子炉設置変更許可の審査中であることから、令和5年度の定事検については、昨年度と同様に実施の1ヶ月前までに定事検報告（開始時）の提出を受けて面談を行う。

○事業者から、原子力規制庁からの指摘内容について令和5年度の定事検報告（開始時）から反映させるの旨回答があった。

6. その他

資料：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所の高速実験炉原子炉施設「常陽」定期事業者検査の終了報告（令和4年度分）について

以 上